

海外学会へ参加する若手会員への補助に関する内規について

施行：2012年7月23日

1. 本内規は、2012年6月1日に実施された日本被害者学会第25回理事会において、国際犯罪学会の剰余金を基にした、海外学会へ参加する若手会員への補助を企画委員会で審議することとなったことに基づき、企画委員会で審議され作成されたものである。
2. 本補助は、若手の被害者学の研究者の研究促進を目的とし、その対象者は、申請時に、日本被害者学会の会員であり、被害者学に関する業績がある若手研究者（科学研究費助成事業における若手研究（A・B）に準じて、派遣開始年度の4月1日現在において39歳以下）とする。
3. 補助の対象は、被害者学に関する内容の報告が含まれている国際学会に参加するための渡航費とし、その金額は、アジア諸国は4万円、それ以外の地域は10万円とする。本務校の研究費、科学研究費助成事業、その他の補助金等の助成を受けている場合であっても、補助は妨げない。
4. 補助の申請は、任意の申請書及び出席を希望する国際学会のプログラムの写しを添えて、学会事務局を通じて、企画委員会に対して行い、その申請はいつでも受け付ける。応募があった場合には、企画委員会は、審議の上、1年度に1人を決定する。
5. 補助を受けた会員は、帰国後速やかに、パスポートの写し、航空券の半券、ホテル領収書、学会参加費の領収書等を添えて、報告書を事務局に提出しなければならない。また、次回の学術大会の応募の時期までに、この参加に伴う内容の個別報告の申込みを行い、その後、参加に伴う内容の個別報告を行わなければならない。帰国後速やかに報告書を事務局に提出しなかったり、個別報告の申込みや個別報告を行わない場合には、特段の事情のない限り、助成金を直ちに日本被害者学会に返還しなければならない。

5. 企画委員会での承認が得られた後には、事務局は、速やかに、この内規を学会ホームページに掲載しなければならない。